

調査の概要

1 調査の目的

我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

漁業センサスは、1949 年（昭和24 年）に第 1 回調査、1954 年（昭和29 年）に第 2 回調査を実施した。3 回目を1963 年（昭和38 年）に実施してからは5 年ごとに実施しており、2023 年漁業センサスは15 回目となる。（[「調査の沿革」（農林水産省ホームページ）](#) 参照）

3 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

4 調査の期日

令和5年11月1日現在

5 調査体系

2023年漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査から構成されており、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県、それ以外の調査については農林水産省において実施した。（次ページ「2023年漁業センサスの調査体系」参照）

6 その他

海面漁業調査（漁業経営体調査）の今回調査の主な改正点（調査項目等の見直し）は、以下のとおり

- (1) 農林水産物及び食品の輸出実態の把握
- (2) 水産エコラベル認証の把握
- (3) 漁業共済及び漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）の加入状況の把握
- (4) 営んだ漁業種類、養殖種類の区分の統合・細分化

2023年漁業センサスの調査体系

調査の名称		調査範囲	調査対象	調査系統	調査方法	調査期日	主な調査事項
海面漁業調査	漁業経営体調査	海面に沿う区市町村及び農林水産大臣が指定した区市町村 都においては、10区（千代田区・中央区・港区・台東区・墨田区・江東区・品川区・大田区・葛飾区・江戸川区）及び島しょ9町村	漁業経営体	農林水産省 都道府県 区市町村 調査員	配布：調査員 回収：調査員、郵送又はオンライン 調査員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出があれば面接調査も可能	令和5年 11月1日	従事状況、漁船の操業状況、営んだ漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、販売金額など
	海面漁業地域調査		漁業協同組合	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員		資源管理・漁場改善の取組、漁業地区の会合・集会等の開催状況など
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	全国	内水面漁業経営体	農林水産省 地方組織 (調査員)	配布：郵送 回収：郵送、オンライン、職員又は調査員 往復郵送調査を基本とし、地方農政局長等の判断で調査員又は職員による回収も可能。 調査員調査又は職員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出があれば面接調査も可能。		従事状況、保有漁船隻数、漁業種類、漁獲種類、養殖施設規模、雇用者数、販売金額など
	内水面漁業地域調査		内水面漁業協同組合	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員		組合員数、漁場環境改善の取組、生産した種苗の種類、放流量、遊魚承認証発行枚数など
流通加工調査	魚市場調査	全国	魚市場	農林水産省 民間事業者	配布：郵送 回収：郵送、オンライン又は調査員	令和6年 1月1日	売場面積、卸売業者・買受人数、取扱数量など
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		冷凍・冷蔵工場 水産加工場	農林水産省 地方組織 (調査員)	配布：郵送 回収：郵送、オンライン、職員又は調査員 往復郵送調査を基本とし、地方農政局長等の判断で調査員又は職員による回収も可能。 調査員調査又は職員調査は自計申告を基本とし、調査客体から申し出があれば面接調査も可能。		従事者数、冷凍・冷蔵能力、水産加工品生産量、販売金額など